

広報あげお広告掲載に関する取扱基準

平成 21 年 4 月 24 日
市長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この基準は、上尾市有料広告掲載に関する要綱（平成 21 年 3 月 24 日市長決裁）の規定に基づき、市が作成する広報あげお（以下「広報誌」という。）への広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第 2 条 広告のサイズの規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1 区画（縦 44 ミリメートル、横 87 ミリメートル）
- (2) 2 区画（横）（縦 44 ミリメートル、横 177 ミリメートル）
- (3) 2 区画（縦）（縦 92 ミリメートル、横 87 ミリメートル）
- (4) 4 区画（縦 92 ミリメートル、横 177 ミリメートル）

2 広告の文字の規格は「広報誌」同様ユニバーサルデザインフォントを使用し、誤読の防止のため、文字サイズを 1 ミリメートル以上とする。

3 広告のデザインの規格は誤認をまねくデザインは不可とし、二次元コードや URL 等を入れることによりインターネットへの誘導を行う場合は、申請時点において誘導先のインターネットページを作成していなければならない。審査時点においてインターネットページが確認できない、又は広告内容との相違があった場合は、二次元コードや URL は削除して掲載するものとする。

(広告の掲載位置)

第 3 条 広告の掲載場所は、広報誌のシティ情報下段で市が指定した位置とする。この場合において、広告欄の印刷は、フルカラーとし、右上部に「広告」の文字を入れるものとする。

(広告の掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、最大で連続 3 か月間とする。ただし、4 区画で掲載する場合は、連続での掲載は不可とする。

(広告の掲載料)

第 5 条 広告の掲載料は、広告の掲載 1 回につき次に掲げるとおりとする。

- (1) 1 区画 25,000 円
- (2) 2 区画（横） 50,000 円

(3) 2区画（縦） 50,000円

(4) 4区画 100,000円

（広告の申込み）

第6条 広報誌に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、「広報あげお広告掲載申込書」（別記様式1）に掲載しようとする原稿、図面等の案を添えて、掲載を希望する広報誌の発行日（毎月1日）の2か月前の日（この日が土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合にあってはその前日、日曜日に当たる場合にあってはその前々日）までに市長に申込まなければならない。

（掲載の決定通知）

第7条 市は広告の原稿、図面、掲載期間等について審査を行い、その掲載の可否について広告主に「広報あげお広告掲載・不掲載決定通知書」（別記様式2）により通知する。この決定内容については、前条の「広報あげお広告掲載申込書」で申込んだ掲載期間で有効とする。なお、掲載決定後における原稿、図面等の修正について市は指導を行うが、広告主がその指導に真摯に対応しない場合、市は広告掲載について取消の決定を行うことができる。この場合において、市は「広報あげお広告掲載決定取消通知書」（別記様式3）にて広告主に通知する。

（内容の変更）

第8条 広告主は掲載の決定後に原稿、図面、掲載期間等の変更を希望する場合、変更を要する広告の掲載月の2か月前までに「広報あげお広告掲載申込取下書」（別記様式4）により申込みを取り下げ、改めて掲載を希望する原稿、図面、掲載期間を第6条の規定により再度申込みをしなければならない。ただし、軽微な変更と市が認める場合はこの限りではないが、軽微な修正に二次元コードやURLの変更が含まれる場合は、広告主は掲載を希望する広報誌の発行日から21日前までに誘導先のインターネットページの変更を実施しなければならない。

2 前項の取下げがあった場合、市は既に納付済みの広告の掲載料のうち、取下げた期間の広告の掲載料を広告主に原則返還する。ただし、変更後の広告の掲載料の総額が変更前の広告の掲載料の総額と相違ない場合は、変更後の広告の掲載料に充てるものとする。

（広告主の責務）

第9条 広告主は、掲載内容における苦情等について真摯に対応するものとし、その責は広告主に帰する。また市からの指導があった場合には掲載内容の修正を含め真摯に対応し、その対応が不十分（前条含む）と市が判断した場合、市は掲載期間中であっても取消とすることができる。その場合、市は広告主に対し「広報あげお広告掲載決定取消通知書」にて通知を行い、納付済みの広告の掲載料は返還しない。

（広告の掲載順位）

第10条 広告掲載の順位は、掲載を希望する広報誌ごとの受付順とする。ただし、市は誌面の都合により希望する月の広報誌に掲載できない場合は、掲載を翌月以降に変更することができる。市は広告主へその旨を連絡し、掲載月が変更になったことに伴う掲載内容の修正について対応しなければならない。

（その他）

第11条 この基準に定めるもののほか、広報誌への広告掲載の取扱いに関し「上尾市有料広告掲載に関する要綱」に準じなければならない。

附 則

この基準は、令和6年5月号への掲載から施行する。